

マイナンバーはいつから、どのような場面で使うの？

●平成28年1月からマイナンバーを利用します。

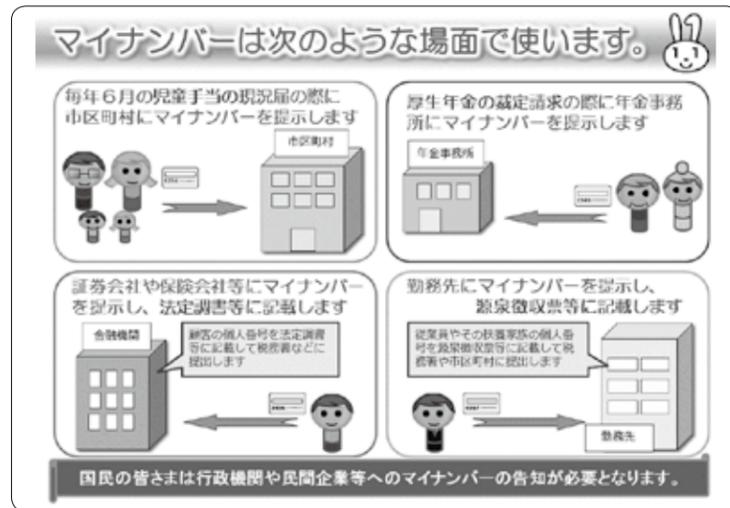
平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の中でも、法律や市の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

●国や地方公共団体などで使用します。

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

このため、市民の皆さんには、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続においては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続を行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。



マイナンバー制度に関するお問い合わせは

コールセンター ▶ ☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
午前9時30分～午後5時30分 (土日祝日・年末年始を除く)
ナビダイヤルは通話料がかかります。

ホームページ(内閣官房) ▶ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

【問合せ先】政策企画課 ☎0978-72-5161 (直通)

平成27年10月から 市民の皆さん一人ひとりに マイナンバー(個人番号)が 通知されます



平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が導入されることになりました。

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりにマイナンバーを付番し、行政の効率化や国民の利便性向上を図るための制度です。

マイナンバー(個人番号)とは

国民一人ひとりを持つ、12桁の番号のことです。

原則として一度指定されたマイナンバーは生涯変わらず、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

マイナンバー導入による3つのメリットとは？

公平・公正な 社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。

本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。

これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、様々な行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。

被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。

国勢調査
2015



国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした調査です。

スマート国勢調査!

全国一斉インターネット回答をスタートします!



いつでもどこでも、便利に回答。パソコン、タブレット、スマートフォンでの回答を可能に!!

インターネット回答は 9月10日~20日

インターネット回答がなかった世帯には調査員が調査票をお配りいたします!!

調査票での回答は 10月1日~7日

9月10日~9月12日

インターネット回答用IDを配布

9月10日~9月20日

インターネット回答

9月26日~9月30日

調査票を配布

10月1日~10月7日

調査票提出

【問合せ先】政策企画課 ☎0978-72-5161